

産業スペシャリスト業務（大韓民国／6分野）仕様書

日本貿易振興機構（以下「甲」という）は、外国企業誘致の中核機関として、対日投資関心企業の発掘、およびこれら企業に対するビジネス開発から会社設立に至るまでのシームレスな支援を行っています。我が国政府は2013年6月に日本再興戦略を策定し、対内直接投資の活性化を重要施策の一つとして位置づけ、2020年までに対内直接投資残高を35兆円に倍増させるとの目標を設定しました。また、2014年6月に改訂した日本再興戦略においても、対日投資拡大に必要な具体策を策定する等、対日投資促進活動は益々重要性を増しています。これを受けて、甲として対日投資の一層の拡大に貢献すべく、標記業務を実施して有望外国企業の発掘誘致体制の強化を行います。

記

I. 事業目的：

甲は、対日投資事業の一環として、グローバル企業の海外進出戦略や業界動向に知見を有し、エグゼクティブ層とのネットワークや企業誘致経験等を持つ「産業スペシャリスト」を日本国内外に配置します（※1）。海外の産業スペシャリストは、有望外国企業（以下、「大型等特定誘致案件」（※2））の抽出や面談設定等を行い、国内の産業スペシャリストは、対日投資関心企業の経営層に提供するマテリアルの作成や外国企業が来日する際の支援等を行います。

※1 「産業スペシャリスト」の配置対象地域は、北米、欧州、アジア・オセアニアの各地域。対象産業分野は、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、製造・インフラ、観光、サービス。本仕様書は大韓民国の「大型等特定誘致案件」を担当する「産業スペシャリスト」に関するもの。

※2 「大型等特定誘致案件」：本事業でターゲットとする企業。大企業でかつグローバル展開の実績等を有し、一定の大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点、一定の経済効果が見込める研究開発拠点および地域統括拠点、地域経済活性化に資する拠点等を日本に設立する可能性がある企業。具体的には、次の2つの条件を満たす企業をターゲットとする。

・ 非日系企業の出資比率が50%を超えている一定の規模を有する企業*。

・ 以下の①～⑦のうち最低1件を含む対日投資が見込まれる企業。

①今後2年以内の雇用規模50人以上、②今後5年以内の雇用見込み100人以上、③今後2年以内の投資額10億円以上、④今後5年以内の投資見込み100億円以上、⑤国際的な規模で事業活動を行う企業による研究開発拠点設立*、⑥国際的な規模で事業活動を行う企業による地域統括拠点設立*、⑦当該企業の誘致によって一定以上の経済波及効果が見込めるもの（外国人観光客の増加等）

*「一定の規模を有する企業」とは、当該企業の所在国・地域における中小企業の定義にあてはまらない企業等を指す。ただし、従業員数が250人以上の企業規模を目安とする。

*「研究開発拠点」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究から応用開発、試作、製品試験等による産業化等の研究開発を行うために必要な施設を指す。

*「統括拠点」とは、2以上の国（日本を含む。）における被統括会社が行う事業の方針の決定又は調整に係る業務（営業・販売・マーケティング、経営企画、財務・金融、人事・人材育成、研究開発、生産管理、物流、法務等）を統括するための施設を指す。

II. 対象国・地域：

対象国・地域：大韓民国

III. 対象産業分野と重点サブセクター：

・ ライフサイエンス（医薬品、医療機器、再生医療等）

- ・ 環境・エネルギー（再生可能エネルギー、スマートエナジー、新材料等）
- ・ ICT（データセンター、クラウドソリューション、ソフトウェア等）
- ・ 製造・インフラ（航空機関連、自動車部品、3Dプリンター等）
- ・ 観光（旅行対応ビジネス、LCC、ホテル等）
- ・ サービス（BPO、小売、マーケティング、金融等）

全6分野。これらの業態としては、研究・開発（R&D）、製造、小売等を含む。

IV. 事業内容

a. 新規面談の設定（年間合計：12社以上）（上半期：6件、下半期：6件）

- ① 甲と協議の上で面談設定の優先順位をつけ、企業のキーパーソンとの面談を設定すること。
なお、面談設定に至らない企業については、その理由につき甲に報告すること。
- ② 面談の形態は、可能な限りフェイス・トゥ・フェイスの面談を優先すること。ただし、日程調整が難しい場合は、事前に甲の承諾を得た上で、電話会議でも認める。
- ③ 面談の日時と場所は、事前に甲の承諾を得た上で設定すること。
- ④ 面談で使用する言語は、甲と面談企業の事情を最優先して設定し、甲の承諾を得ること。
- ⑤ 設定した面談予定について、甲指定のフォームにて報告すること。面談が急きょ決まった場合など妥当な理由がある場合を除き、面談日の5営業日前までに報告すること。

- 面談予定報告書の項目例

- ・ 企業名
- ・ 主な製品・サービス
- ・ 設立年度、従業員数などの企業概要
- ・ 面談日時、場所
- ・ 面談するキーパーソン（氏名・所属・役職）
- ・ 日本との取引実績及び日本拠点の有無等
- ・ その他

- ⑥ 面談に同席すること。（※）面談結果について、ジェトロ指定のフォームにて面談実施の3日後までに報告すること。

（※）日本で実施する面談への同席の要否については事前に甲の承諾を得ること。

- 面談完了報告書の項目例

- ・ 対日投資計画の有無、計画承認レベル
- ・ 面談内容（アウトライン、提案に対するキーパーソンの反応、キーパーソンとの質疑応答）
- ・ 支援内容（提供した情報・資料の内容）
- ・ 今後のフォローアップ計画
- ・ 対日投資計画の詳細
- ・ その他

※ a.⑥の報告項目から変更があった場合は追記すること。

V.契約期間：

契約期間は、契約締結日から2018年2月9日（金）までとする。

VI.乙に求める要件：

- (1) 本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること。
- (2) 甲が求める経理およびその他の事務についての説明・報告ができる等、甲が本事業を発注する上で必要とする事項に適切に対応できること。
- (3) 機密情報や個人情報の取り扱いに関する知識を有し、適切な対応ができること。
- (4) 甲が指定する分野等において、効果的に業務を遂行するために必要な、経験、人脈および知見を有すること。
- (5) 「大型等特定誘致案件」企業に対し、適切な助言、円滑なコミュニケーションができること。
- (6) 本事業を遂行する上で、「大型等特定誘致案件」企業から金銭・物品の贈与、供応接待等の対価を受けないこと。
- (7) 本事業を遂行する上で法令順守を徹底し、特に不正競争防止法に基づく外国公務員贈賄罪等で疑義を抱かれないようにすること。
- (8) 本事業の実施期間中に、我が国の他の公的資金による本事業の類似業務に従事する場合は、応募時にその旨を甲に報告すること。
- (9) 事業の業務実施時に、「大型等特定誘致案件」企業に対し、乙自身の属する組織や個人の営業活動を行わないこと。

VII.成果物

成果物の項目等は以下のとおりであるが、半年ごとのマイルストーン方式の契約となっているため、半期毎に6件達成できない場合は、単価精算し、契約の解除を可能とする。

業務項目		報告期限 ※6	成果物（提出物） ※7
a.	新規面談の設定（上半期分）：（6社）	2017年9月29日（金） 【締切り厳守】	・面談予定報告書 ・面談完了報告書 （6社）
b.	新規面談の設定（下半期分）：（6社）	2018年1月31日（水） 【締切り厳守】	・面談予定報告書 ・面談完了報告書 （6社）

※6 大型等特定誘致案件の都合等の影響により、仕様書で定めた締切日までに報告が困難な場合は、書面にて経緯と新たな報告期限等を事前に報告し、甲が妥当と判断する場合のみ、新たな報告期限での提出を認める。

※7 甲指定のフォームにて報告すること。なお、報告言語は日本語もしくは英語とする。

VIII. 契約金額：

契約金額は、40,000,000 ウォン (税込) とする。

※契約金額には、活動に係る全ての経費を含むものとする。

IX. 支払方法：

「IV. 業務内容」で定めた業務を、それぞれの報告期限までにすべて完了し、指定の提出物について甲の検査に合格した際に、乙は、支払請求書を提出の上、支払いを請求することができる。

甲は、請求書を受領した 40 日以内に支払うこととする。なお、それぞれの検収後に請求できる金額は別紙のとおりとする。

以上